

議会改革検討委員会日程（第27回）

平成30年6月28日（木）
午前10時 601会議室

1 検討課題の協議

- (1) 文書質問制度
- (2) 公聴会、参考人制度の活用ルール化の検討
- (3) 議決事項の見直し
- (4) 議案の提出のあり方（指定管理議案など）

2 その他

提案内容の要旨（議決事項の見直し）

提案会派	要 旨
自 民 党	<p>普通地方公共団体は、条例で議会の議決すべき事件を定めることができるとされている。本市でも議会基本条例において議決事件を規定しているが、他都市の状況を調査・研究し、見直しの必要性について検討したい。</p>
み ら い	<p>現在は議決対象となっていない本市の重要な施策について、議決対象とすることによる効果や意義について検討するとともに、他都市の状況を調査した上で、議決事件の追加の可能性について検討したい。</p>

政令指定都市における議決事件の追加状況

1 地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決事件を規定する条例

議会基本条例	6市	千葉市、横浜市、相模原市、京都市、神戸市、川崎市
議会基本条例 ＋ 議決事件に 関する条例	7市	札幌市、さいたま市、新潟市、静岡市、堺市、岡山市、北九州市
議決事件に 関する条例	7市	仙台市、浜松市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、熊本市

2 追加された議決事件

基本構想、基本 計画等の策定、 変更または廃止	19市	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、川崎市
姉妹・友好都市 の提携	6市	仙台市、さいたま市、新潟市、京都市、堺市、川崎市
都市宣言の制定 または改廃	3市	さいたま市、相模原市、堺市
市民憲章の制定 または改廃	2市	相模原市、堺市
その他	—	2－1別表参照

2 - 1 追加された議決事件 別表

札幌市	電力報償契約の締結又は解除
仙台市	仙台市環境基本計画の策定、変更又は廃止
横浜市	市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等(当該計画、指針等の期間が3年以上のもののうち、市政運営上特に重要なものに限る。)の策定、変更又は廃止
新潟市	都市計画に関する基本方針の策定、変更または廃止
名古屋市	名古屋港管理組合設立に伴い、本市が愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産等に関する協定
京都市	通称を命名する権利の付与の対象とする施設を定めること
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・株式の売払いでその予定価格が100,000,000円以上のもの ・大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定 ・大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定
堺市	市が当事者となる協定及び提携(これらのうち契約であるもの及び法律の定めにより議会の議決を要するものを除き、相手方が民間企業であるものに限る。)のうち本市に金銭の負担が見込まれるもの(当該協定又は提携を行う年度の負担の見込みが80,000,000円を超えるものに限る、既に予算の議決を得ているものを除く。)の締結、変更及び廃止
福岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同法同条同項の法人となる当該出資に関すること ・公有水面の埋立てをする権利を譲り渡し、又は譲り受けること
川崎市	市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変更

政令指定都市における議決事件の追加状況

	地方自治法第96条第2項の規定による議決すべき事件を規定する条例	議決事件に関する規定の内容
札幌市	札幌市議会基本条例	(議決事件の拡大) 第23条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、市民の負託に応える市政運営を実現できるよう、別に条例で定める。
	札幌市議会の議決すべき事件に関する条例	地方自治法第96条第2項の規定により本市議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 総合計画(本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、市政全般にわたる政策の基本的な方向性を定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止 (2) 電力報償契約の締結又は解除
仙台市	仙台市議会の議決事件に関する条例	(議決すべき事件) 第二条 市長は、次に掲げる事件については、議会の議決を経なければならない。 一 市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画又は市政の基本的な施策に係る計画のうちその計画期間が十年以上であるもので次に掲げるものの策定、変更又は廃止 イ 仙台市基本計画(仙台市基本構想に即した本市の長期的な計画をいう。) ロ 仙台市環境基本計画(仙台市環境基本条例第八条第一項に規定する仙台市環境基本計画をいう。) 二 姉妹・友好都市の提携
さいたま市	さいたま市議会基本条例	(議決事件の拡大) 第25条 議会は、市民の負託にこたえる市政運営を実現し、市民福祉の向上と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討し、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
	さいたま市議会の議決すべき事件等に関する条例	(議会の議決及び議会への報告) 第3条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1) 基本構想又は基本計画を策定し、又は変更すること。 (2) 基本構想又は基本計画を計画期間の満了前に廃止すること。 (3) 相互の地域の発展及び友好関係の構築を目的として他の地方公共団体(外国の地方公共団体を含む。)と提携をし、又はこれを解消すること。 (4) 都市宣言(市の対処すべき重要な課題等について、市の意思や主張を内外に宣明し、市政運営上の根幹として方向付けをするものをいう。)を制定し、又は改廃すること。
千葉市	千葉市議会基本条例	(議決事件の追加) 第16条 地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、基本構想(市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。)及び基本計画(基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。)の策定、変更又は廃止とする。
横浜市	横浜市議会基本条例	(法第96条第2項の議決事件) 第13条 法第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。 (1)基本構想(市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。以下同じ。)の策定、変更(軽微な変更を除く。以下同じ。)又は廃止 (2)基本計画(基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止 (3)市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等(当該計画、指針等の期間が3年以上のものうち、市政運営上特に重要なものに限る。)の策定、変更又は廃止
相模原市	相模原市議会基本条例	(議決事件) 第11条 地方自治法第96条第2項の規定により定める議会の議決すべき事件は、次のとおりとします。 (1)総合計画の基本構想の策定及び改廃 (2)市民憲章の制定及び改廃 (3)都市宣言の制定及び改廃
新潟市	新潟市議会基本条例	(議決事件) 第13条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、別に条例で定めます。
	新潟市議会の議決に付すべき事件に関する条例	(1) 基本構想(市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。)及び基本計画(基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止 (2) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消 (3) 都市計画法第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止
静岡市	静岡市議会基本条例	(議決事件) 第11条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。
	静岡市議会の議決すべき事件等を定める条例	(市議会の議決すべき事件) 第2条 市長は、静岡市自治基本条例第15条第1項に規定する基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ市議会の議決を経なければならない。
浜松市	浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例	(議会の議決) 第3条 市長は、基本構想又は基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。
名古屋市	市会の議決すべき事件等に関する条例	(議決すべき事件) 第2条 自治法第96条第2項の規定に基づく市会において議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1)基本構想(本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための構想をいう。以下同じ。)及び総合計画(基本構想に基づき、長期的な展望に立った市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。)の策定、変更(総合計画にあつては、軽微な変更を除く。以下同じ。)又は廃止 (2)名古屋港管理組合設立に伴い、本市が愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産等に関する協定

	地方自治法第96条第2項の規定による議決すべき事件を規定する条例	議決事件に関する規定の内容
京 都 市	京都市会基本条例	(市会の議決に付すべき事件等) 第18条 地方自治法第96条第2項の規定に基づき市会の議決に付すべき事件は、次のとおりとする。 (1)基本計画(地方自治法の一部を改正する法律による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止 (2)姉妹都市盟約の締結 (3)通称を命名する権利の付与の対象とする施設(重要な公の施設に関する条例別表第1に掲げる施設に限る。)を定めること。ただし、当該施設の一部を対象とする場合を除く。
大 阪 市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	株式の売払いでその予定価格が100,000,000円以上のもの
	大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例	大阪市高速鉄道事業及び中量軌道事業の引継ぎに関する基本方針の策定
	大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定を地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件とする条例	大阪市自動車運送事業の引継ぎに関する基本方針の策定
堺 市	堺市議会基本条例	(議決事件及び報告案件の拡大) 第6条 地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件及び議会へ報告すべき案件については、別に条例で定める。
	堺市議会の議決すべき事件等に関する条例	(議会の議決すべき事件) 第2条 市長は、次に掲げる事件については、議会の議決を経なければならない。 (1)基本構想(本市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。以下同じ。)の策定及び改廃 (2)基本計画(前号の基本構想を実現するための市政全般に係る基本的施策の方向を総合的かつ体系的に示す計画をいう。以下同じ。)の策定及び改廃 (3)姉妹都市又は友好都市の提携及びその提携の解消 (4)都市宣言の制定及び改廃 (5)市民憲章の制定及び改廃 (6)本市が当事者となる協定及び提携(これらのうち契約であるもの及び法律の定めにより議会の議決を要するもの(法第96条第1項第5号に規定する契約を除く。))を除き、相手方が民間企業(国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第2項第1号から第4号までに規定するものをいう。)であるものに限る。)のうち本市に金銭の負担が見込まれるもの(当該協定又は提携を行う年度の負担の見込みが80,000,000円を超えるもの)に限り、既に予算の議決を得ているものを除く。)の締結、変更及び廃止
神 戸 市	神戸市議会基本条例	(議決事件) 第8条 地方自治法第96条第2項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。 (1)基本構想(市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想)の策定、変更又は廃止 (2)基本計画(基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画)の策定、変更又は廃止
岡 山 市	岡山市議会基本条例	(議決事件) 第13条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、別に条例で定める。
	市議会の議決すべき事件に関する条例	(1)基本構想(本市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。)の策定及び改廃 (2)基本計画(前号の基本構想を実現するための市政全般に係る基本的施策の方向を総合的かつ体系的に示す計画をいう。)の策定及び改廃
広 島 市	議会の議決すべき事件に関する条例	地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、広島市基本構想(本市の将来の都市像及びそれを実現するための施策の構想について定めるものをいう。以下同じ。)又は広島市基本計画(広島市基本構想を達成するための施策の大綱を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の決定、変更又は廃止とする。
北 九 州 市	北九州市議会基本条例	(議決事件) 第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、別に定める。
	北九州市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例	(議会の議決) 第3条 市長は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ議会の議決を経なければならない。
福 岡 市	福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例	(議会の議決及び議会への報告) 第3条 市長は、基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。
	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を次のように定める。 (1)地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同法同条同項の法人となる当該出資に関すること。 (2)公有水面の埋立てをする権利を譲り渡し、又は譲り受けること。
熊 本 市	地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例	(議決事件の指定) 第2条 前条に規定する議会の議決すべき事件は、熊本市自治基本条例第13条第1項に規定する基本構想又は基本計画の策定、変更又は廃止とする。
川 崎 市	川崎市議会基本条例	(議決事件) 第8条 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。 (1)基本計画の策定又は変更 (2)市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針(行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。)のうち特に重要なものの策定又は変更 (3)姉妹都市若しくは友好都市の提携又はこれらに類するもの

検討項目「議案の提出のあり方（指定管理議案など）」に関する 提案要旨（みらい）

本市においては、指定管理議案など、複数の対象や案件をまとめて一つの議案として提出されている例がある。議案審査のさらなる充実を目指して、他都市の状況を参考にしつつ、議案の提出のあり方について研究したい。

政令指定都市における議案の提出方法

1 指定管理者指定議案

一括して提出	施設の設置 条例ごとに 1議案	5市	仙台市、 <u>*1横浜市</u> 、名古屋市、神戸市、 <u>*1川崎市</u>
	公募案件ごと に1議案	5市	千葉市、浜松市、大阪市、堺市、北九州市
	施設の種別 ごとに1議案	2市	札幌市、新潟市
施設ごとに 個別の議案		8市	<u>*1さいたま市</u> 、 <u>*1相模原市</u> 、静岡市、 <u>*1京都市</u> 、 <u>*1岡山市</u> 、 <u>*1広島市</u> 、福岡市、熊本市

*1…補足説明あり 詳細資料参照

2 市道路線の認定及び廃止

1議案	11市	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、川崎市
取扱種別ごとに 1議案	7市	さいたま市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、広島市、福岡市
申請単位ごとに 個別の議案	1市	<u>*2岡山市</u>
案件ごとに 個別の議案	1市	熊本市

*2…補足説明あり 詳細資料参照

3 人事案件

対象種別ごとに 1議案	11市	札幌市、仙台市、横浜市、新潟市、浜松市、 <u>*3大阪市</u> 、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、川崎市
対象者ごとに 1議案	9市	さいたま市、千葉市、相模原市、 <u>*3静岡市</u> 、 <u>*3名古屋市</u> 、京都市、堺市、 <u>*3岡山市</u> 、熊本市

*3…補足説明あり 詳細資料参照

4 同一の制定理由に基づく条例改正

1 議案	1 6 市	札幌市、仙台市、 <u>*4さいたま市</u> 、千葉市、横浜市、相模原市、 <u>*4新潟市</u> 、 <u>*4浜松市</u> 、 <u>*4名古屋市</u> 、 <u>*4大阪市</u> 、堺市、神戸市、岡山市、 <u>*4広島市</u> 、北九州市、川崎市
条例ごとに個別の議案	3 市	<u>*4静岡市</u> 、 <u>*4京都市</u> 、熊本市
個別に判断	1 市	福岡市

*4...補足説明あり 詳細資料参照

5 その他の一括して提出する議案

町（字）の区域及び名称の変更	4 市	札幌市、新潟市、岡山市、北九州市
損害賠償額の決定及び和解	2 市	神戸市、福岡市
市営住宅建設工事請負契約において分割発注がある議案	1 市	大阪市
なし	1 3 市	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、広島市、熊本市、川崎市

各政令指定都市における議案の提出方法

	指定管理者指定議案	市道路線の認定及び廃止	人事案件	同一の制定理由に基づく 条例改正	その他の 一括して提出する議案
札幌市	施設の種別ごとに1議案	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案	町(字)の区域及び名称の変更
仙台市	施設の設置条例ごとに1議案	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案	なし
さいたま市	施設ごとに個別の議案 (※原則施設ごとだが、併設施設・近隣施設をまとめて募集する場合もある)	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止、変更)	対象者ごとに個別の議案	1議案 (※他の改正理由がある場合は個別の議案)	なし
千葉市	公募案件ごとに1議案	1議案	対象者ごとに個別の議案	1議案	なし
横浜市	施設の設置条例ごとに1議案 (※合築施設で一の指定管理者を指定するものは1議案)	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案	なし
相模原市	施設ごとに個別の議案 (※一部、施設の種別ごとに1議案として提出している例もある)	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止)	対象者ごとに個別の議案	1議案	なし
新潟市	施設の種別ごとに1議案	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案 (※他の改正理由がある場合は個別の議案)	町(字)の区域及び名称の変更
静岡市	施設ごとに個別の議案	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止、変更)	対象者ごとに個別の議案 (※人権擁護委員の推薦は1議案)	条例ごとに個別の議案 (※過去に1議案で提出した例あり)	なし
浜松市	公募案件ごとに1議案	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止、変更)	対象種別ごとに1議案	1議案 (※他の改正理由がある場合は個別の議案)	なし
名古屋市	施設の設置条例ごと1議案	1議案	対象者ごとに個別の議案 (※農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、土地利用審査委員会委員の選任、人権擁護委員の推薦は1議案)	1議案 (※複数局が所管する条例が改正される場合等は所管局の条例ごとに個別の議案として提出している例もある)	なし
京都市	施設ごとに個別の議案 (※複数施設で同一の指定管理者を指定する議案について、1議案として提出している例がある。)	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止、変更)	対象者ごとに個別の議案	条例ごとに個別の議案 (※複数の関係条例の改正について、いくつかの議案にまとめて提出した例がある)	なし
大阪市	公募案件ごとに1議案	1議案	対象種別ごとに1議案 (※副市長の選任は対象者ごとに個別の議案)	1議案 (※人事委員会勧告に基づく複数の職員給与関係条例の改正は、個別の議案)	市営住宅建設工事請負契約において分割発注がある議案
堺市	公募案件ごとに1議案	1議案	対象者ごとに個別の議案	1議案	なし
神戸市	施設の設置条例ごとに1議案	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案	損害賠償額の決定及び和解(同一理由による複数の相手方を一括)
岡山市	施設ごとに個別の議案 (※複数施設で同一の指定管理者を指定する議案について、1議案として提出している例がある。)	申請単位ごとに個別の議案 (※開発道路等で1つの申請に複数の路線があった場合でも1件の議案として提出)	対象者ごとに個別の議案 (※固定資産評価委員の選任、人権擁護委員の推薦等は1議案)	1議案	町(字)の区域及び名称の変更など
広島市	施設ごとに個別の議案 (※複数施設を一体的・総合的に管理することにより、施設相互の連携が図られ、また、効率的な管理が期待できる施設は、複数施設をまとめて1議案とする)	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止)	対象種別ごとに1議案	1議案 (※条例改正の趣旨が異なる場合などは、条例ごとに個別の議案として提出することもある)	なし
北九州市	公募案件ごとに1議案	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案	町(字)の区域及び名称の変更
福岡市	施設ごとに個別の議案	取扱種別ごとに1議案 (認定、廃止、変更)	対象種別ごとに1議案	個別に判断	損害賠償額の決定及び和解(同一理由による複数の相手方を一括)
熊本市	施設ごとに個別の議案	案件ごとに個別の議案	対象者ごとに個別の議案	条例ごとに個別の議案	なし
川崎市	施設の設置条例ごとに1議案 (※合築施設で一の指定管理者を指定するものは1議案) (※区スポーツセンターは選定事務を各区で個別で行ったため、施設ごとに個別の議案) (※保育園は設置条例は一つだが施設ごとに個別の議案)	1議案	対象種別ごとに1議案	1議案	なし